社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

**共催及び後援等に関する要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）以外の団体が主催する行事について、本会が共催、後援又は協賛をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）共催　行事の企画又は運営に参加し、当該行事の役割及び責任の一部を担うことをいう。

（２）後援及び協賛　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援することをいう。

（共催、後援及び協賛の対象となる行事）

第３条　本会が、共催、後援又は協賛する行事は、次に掲げる要件のいずれにも該当する行事で、地域福祉を推進する上で有益であると認められ、かつ、その目的及び内容に公益性又は公共性が認められるものとする。

（１）芸術、文化、スポーツ、産業関係その他の本会の地域福祉の推進、普及、啓蒙等に寄与すると認められること

（２）特定の地域又は人に限定されることなく、多くの市民の参加が期待されること

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事については、本会は、共催、後援及び協賛をしない。

（１）憲法その他諸法令の規定に抵触すると認められる行事

（２）公の秩序又は善良な風俗を害する内容と認められる行事

（３）特定の政党による政治的活動、宗教団体による宗教的活動その他それらに類する活動と認められる行事

（４）暴力団組織による活動の一環と認められる行事

（共催の取扱い）

第４条　本会が共催をする行事は、行事を主催する団体からの申出に応じ、共催をすることについて本会としての意思決定を経た行事とする。

（後援及び協賛の取扱い）

第５条　本会が後援及び協賛をする行事は、当該行事の後援及び協賛を希望する団体からの申請に基づき、本会会長が適当と認めて承諾した行事とする。

（後援及び協賛の内容）

第６条　後援及び協賛の内容は、次のとおりとする。

（１）後援及び協賛名義の付与

（２）本会及び本会関係施設におけるポスターの掲示

（３）その他本会会長が適当と認める支援

（共催、後援及び協賛の申請）

第７条　本会の共催、後援及び協賛を希望する団体は、原則として行事を開催する日又は次条第２項の規定による承諾書の交付を受けようとする日の３０日前までに、共催、後援及び協賛申請書（様式）に当該行事の内容が把握できる資料を添えて本会会長に提出しなければならない。

２　前項において、本会会長は、必要と認めるときは、団体の規約、役員名簿、活動状況その他の資料の提出を求めることができる。

（決定等）

第８条　本会会長は、共催、後援及び協賛の申請があったときは、その内容を審査の上、共催、後援及び協賛の承諾または不承諾の決定を行うものとする。

２　本会会長は、前項の規定により共催、後援及び協賛の承諾の決定を行ったときは、共催、後援及び協賛の申請をした団体に対し、承諾書を交付するものとする。

３　本会会長は、第１項の規定により共催、後援及び協賛の不承諾の決定を行ったときは、その旨を書面により共催、後援及び協賛の申請をした団体に対し通知するものとする。

４　本会会長は、第１項に規定する承諾に条件を付することができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

様式（第７条関係）

共催、後援及び協賛申請書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　宇部市社会福祉協議会

　　会　長　有 田　信 二 郎　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記の行事について共催、後援及び協賛を受けたいので、共催、後援及び協賛に関する要綱第７条の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名 |  |
| 主　催 |  |
| 日　時 | 　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　　　　　時　　分　～　　　時　　分 |
| 会　場 |  |
| 目的及び内容 |  |
| 入場料 | 　無　・　有（　　　　　　　円） |
| 備　考 |  |

※行事の内容が把握できる資料を１部添付してください。